

飯 田 市 景 観 計 画

平成 19 年 9 月 13 日策定
平成 19 年 10 月 1 日公表
平成 20 年 1 月 1 日発効
(平成 29 年 12 月 25 日変更)

飯 田 市

飯田市景観計画 目次

第1編 景観計画に関する基本的事項

第1章 目的・・・p. 1

1. 目的
2. 用語の定義

第2章 景観の育成に関する基本指針・・・p. 1

1. 社会共通の資産
2. 多様性の発揮
3. 地域の活性化
4. 自然と文化
5. 新たな景観の育成

第3章 景観特性・個性・・・p. 2

1. 市域の景観特性
2. 類型ごとの景観特性と目標

第4章 多様な主体の役割・・・p. 3

1. 市民
2. 土地所有者
3. 事業者
4. 設計者・施工者等
5. 地域
6. 市

第5章 施策の推進に関する基本方針・・・p. 4

第1節 個性を生かした景観の育成・・・p. 4

1. 地域主体の景観の育成と持続性
2. 活動団体の育成と支援
3. 情報の開示と一体的な取り組み
4. 地域の特性・個性に応じた規制・誘導

第2節 特性を生かした景観の育成・・・p. 5

1. 総合的な土地利用計画との調和
2. 緑と水辺の整備・保全
3. 自然及び文化を生かした景観の育成
4. 新たな景観の育成
5. 中心市街地の景観の育成

第3節 公共事業・・・p. 7

第4節 広域的な景観の育成・・・p. 7-2

第5節 補完制度の活用・・・p. 7-2

第2編 飯田市景観計画（法定事項）・・・p. 8

1. 景観計画区域
2. 景観の育成に関する方針
3. 届出対象行為と行為の制限

4. 開発行為の制限
5. 屋外広告物の表示及び掲出に関する行為の制限
6. 景観重要建造物の指定の方針
7. 景観重要樹木の指定の方針
8. 景観重要公共施設の整備に関する事項
9. 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的事項

第3編 景観の育成の方策・・・p.12

1. 地域の活動主体の支援
2. 土地の有効利用
3. 緩やかな景観の育成
4. 情報の開示と一体的な取組
5. 景観資源の調査と公表
6. 市民参加
7. 普及・啓発
8. 専門家の活用と人材の育成
9. 土地利用計画審議会
10. 景観の育成のための総合的な制度の運用

第4編 地域景観計画

- 第1章 川路地区・・・p.16
- 第2章 座光寺地区・・・p.18
- 第3章 竜丘地区・・・p.20
- 第4章 松尾地区・・・p.22
- 第5章 鼎地区・・・p.23
- 第6章 上郷地区・・・p.24-2
- 第7章 龍江地区・・・p.24-4

飯田市景観育成基準・・・p.25

1. 地域区分
2. 共通事項（別表1、2、3及び3の2に共通する事項）

別表

沿道地域の指定・・・p.26

別表 1

普通地域における行為の基準（屋外広告物を除く）・・・p.27

1. 建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更
2. 条例で定める行為

別表 2

開発行為に関する基準・・・p.35

別表 3

普通地域における広告物等に関する基準・・・p.37

別表 3の2

屋外広告物禁止地域等における広告物等の基準等・・・p.40

別表 4

景観育成特定地区における広告物等に関する基準・・・p.43

I. 川路地区

II. 竜丘地区

III. 都市計画道路羽場大瀬木線沿道屋外広告物特別規制地域

IV. 上郷地区

別表 4の2

景観育成特定地区における行為の基準（屋外広告物を除く）・・・p.51

I. 上郷地区

飯田市景観計画図

川路地域景観計画図

座光寺地域景観計画図

竜丘地域景観計画図

松尾地域景観計画図

鼎地域景観計画図

上郷地域景観計画図

龍江地域景観計画図

飯田市景観計画 変更の経過

| 変更箇所 | 施行日 |
|--|------------|
| 第2編 飯田市景観計画（法定事項） 5. 屋外広告物の表示及び掲出に関する行為の制限 別表3の2 屋外広告物禁止地域等における広告物等の基準等 | 平成20年4月1日 |
| 第4編 地域景観計画 第1章 川路地区 別表3の2 屋外広告物禁止地域等における広告物等の基準等 【屋外広告物の表示等の制限（屋外広告物許可地域等）】 2 屋外広告物特別規制地域 | 平成20年10月1日 |
| 別表4 景観育成特定地区における広告物等に関する基準 1. 川路地区 | |
| 第4編 地域景観計画 第2章 座光寺地区 第3章 竜丘地区 別表4 景観育成特定地区における広告物等に関する基準 2. 竜丘地区 | 平成21年10月1日 |
| 第4編 地域景観計画 第2章 座光寺地区 4 景観育成の方針 5 地域の特性及び個性を生かした景観の育成に必要な事項 第4章 松尾地区 | |
| 第1編 景観計画に関する基本的事項 第3章 景観特性・個性 2. 類型ごとの景観特性と目標 第5章 施策の推進に関する基本方針 第2節 特性を生かした景観の育成 4. 新たな景観の育成 第4節 広域的な景観の育成 第3編 景観の育成の方策 2. 土地の有効利用 | 平成25年7月1日 |
| 第4編 地域景観計画 第5章 鼎地区 別表3の2 屋外広告物禁止地域等における広告物等の基準等 【屋外広告物の表示等の制限（屋外広告物許可地域等）】 2 屋外広告物特別規制地域 | 平成25年12月4日 |
| 別表4 景観育成特定地区における広告物等に関する基準 Ⅲ. 都市計画道路羽場大瀬木線沿道屋外広告物特別規制地域 | |
| 第1編 景観計画に関する基本的事項 第3章 景観特性・個性 1. 市域の景観特性 | 平成26年5月26日 |

| | |
|---|--------------------------------|
| <p>第5章 施策の推進に関する基本方針</p> <p>第2節 特性を生かした景観の育成</p> <p>4. 新たな景観の育成</p> <p>5. 中心市街地の景観の育成</p> | |
| <p>第4編 地域景観計画</p> <p>第6章 上郷地区</p> | 平成26年9月4日 |
| <p>第4編 地域景観計画</p> <p>第7章 龍江地区</p> | 平成27年10月14日 |
| <p>第4編 地域景観計画</p> <p>第6章 上郷地区</p> <p>4 景観育成の方針</p> <p>5 景観の育成のための行為の制限に関する事項</p> <p>6 地域の特性及び個性を生かした景観の育成に必要な事項</p> | 平成28年1月1日 (変更日：平成27年10月14日) |
| <p>別表4 景観育成特定地区における広告物等に関する基準</p> <p>4. 上郷地区</p> | |
| <p>別表4の2 景観育成特定地区における行為の基準（屋外広告物を除く）</p> <p>1. 上郷地区</p> | |
| <p>別表3の2 屋外広告物禁止地域等における広告物等の基準等</p> <p>【屋外広告物の表示等の制限（屋外広告物許可地域等）】</p> <p>2 屋外広告物特別規制地域</p> <p>都市計画道路羽場大瀬木線沿道屋外広告物特別規制地域</p> | 平成28年10月1日 (変更日：平成28年9月27日) |
| <p>別表4 景観育成特定地区における広告物等に関する基準</p> <p>Ⅲ. 都市計画道路羽場大瀬木線沿道屋外広告物特別規制地域</p> <p>1. 許可の基準</p> | |
| <p>別表2 開発行為に関する基準</p> | 平成30年1月1日 (変更日：平成29年12月25日) |
| <p>別表3の2 屋外広告物禁止地域等における広告物等の基準等</p> <p>【屋外広告物禁止地域】</p> | |
| <p>別表3の2 屋外広告物禁止地域等における広告物等の基準等</p> <p>【屋外広告物の表示等の制限（屋外広告物許可地域等）】</p> <p>1 屋外広告物許可地域</p> | |
| <p>別表1 普通地域における行為の基準（屋外広告物を除く）</p> <p>1. 建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更</p> | 平成30年4月1日 (変更日：平成29年12月25日) |
| <p>別表4の2 景観育成特定地区における行為の基準（屋外広告物を除く）</p> <p>Ⅰ. 上郷景観育成特定地区</p> | |